

# ニュースレター編集委員会規程

1996年 9月13日制定

2004年 5月14日改訂

2008年 4月 1日改訂

2014年 5月16日改訂

2015年 5月11日改訂

## (目的)

第1条 学会定款第5条(2)によるニュースレターの編集については、本規程による。

第2条 ニュースレターは原則として毎月1回発行する。

## (構成)

第3条 ニュースレター編集委員会は委員長、編集長及び編集委員数名により構成する。

第4条 委員長は理事の中から会長が委嘱する。委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 編集長及び編集委員は委員長の推薦により正会員、一般会員、学生会員、賛助会員の中から会長が委嘱する。編集長及び編集委員の任期は2年とし、4年の範囲で再任を妨げない。また、特別の事情が生じた場合、委員長、編集長及び編集委員の交代、補充あるいは減員を行うことができる。任期中の交代者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 編集長は委員長の補佐し、事務を取り扱い、運営の円滑化を図る。

## (業務)

第7条 編集委員会は次の業務を行う。

- (1) ニュースレター編集の年度計画の立案と編集の実務
- (2) 編集規程、手続き類、編集・発行関係予算、編集上の問題点の協議。
- (3) その他、ニュースレター編集に関する必要業務

## (運営)

第8条 ニュースレター編集委員会は原則として電子メールを用いて随時行う。

第9条 年ごとに長期計画審議を行い、年度計画、長期にわたる総合的な記事内容の見直しを行う。

## (附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は1996年9月13日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

## (附則)

- 1 本規程は2004年5月14日より実施する。

## (附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。